

(公社) 大阪府栄養士会栄養ケア・ステーションの更新について

(公社) 大阪府栄養士会栄養ケア・ステーションの運営規定及び細則が、令和3年11月10日の本会理事会において改定されました。それに伴い、第4条3項に「**登録の更新は3年毎とする。更新する者は、更新研修会を受講するものとする。**」となりました。今回の**第1回更新は、登録証の登録番号上4ケタが2016～2019の方です**。該当者については令和3年12月に事務局より案内のメールをお送りしていますが、メールが届いていない方はご連絡ください。

ご多忙とは存じますが確認いただき、令和4年度の研修を修了し、是非登録を更新してくださいますようお願い申し上げます。登録は無料です。

なお、更新を希望されない方は「管理栄養士登録証」をご返却くださいますよう、合わせてお願い申し上げます。

記

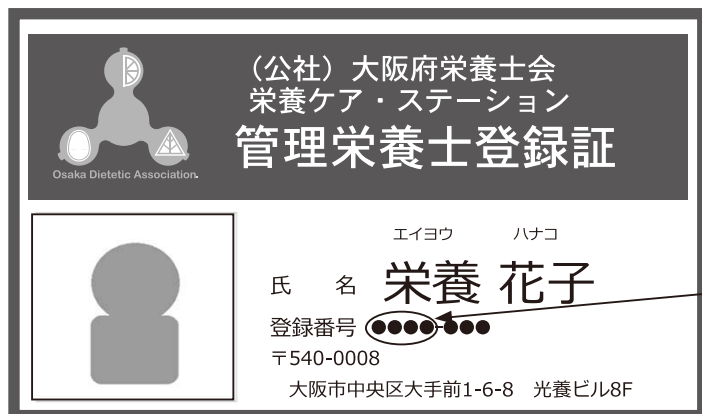
《登録更新に必要な研修》

更新研修（更新時に受講済）

- 1) 生涯教育1教科（1単位）・・・毎年度に受講、指定した教科
- 2) 指定研修1教科（1単位）・・・毎年度に受講、指定した教科
- 3) 実践研修B
 - ①トピックス（座学） 60分
 - ②実習・演習 180分

※指定した教科については、「栄養大阪」5月号及びホームページに記載いたします。

※登録更新後は、毎年 1) 生涯教育1単位と 2) 指定研修1単位の受講が必須となります。



2016～2019の方が
該当します。